

応急手当普及員講習

# 講習開催・資材貸出要領



さいたま市消防局 救急課

# 講習開催要領





## 応急手当講習（市民対象）種別

- (1) 普通救命講習Ⅰ
- (2) 普通救命講習Ⅱ（さいたま市では行っておりません）
- (3) 普通救命講習Ⅱ再講習
- (4) 普通救命講習Ⅲ
- (5) 上級救命講習
- (6) 救命入門コースⅠ（90分）
- (7) 救命入門コースⅡ・Ⅲ（45分）
- (8) 実技救命講習
- (9) フリープラン講習

赤字が応急手当普及員が開催可能な講習です

応急手当普及員が実施できる講習は、赤字でしめした講習となっています。

救命入門コースは小学生を対象としたもので、小学校の先生が児童に実施する事や、消防職員が少年消防団員に実施する内容になっています。

## 講習開催要領

- ①講習開催に計画を立てる
- ②講習で講習用資器材等の借用がある場合、管轄消防署もしくは消防局救急課へ連絡し資器材の予約をする。
- ③書類作成
  - 応急手当講習 開催申請書(様式第2号)
  - レッスンプラン(※普通救命講習又は分割講習のみ必要)
  - 応急手当講習受講者名簿(様式第4号)※準備が整えば
- ④消防署(所)へ申請書、(レッスンプラン)を提出  
講習用資器材等の借用(テキスト等受領)
- ⑤講習開催
- ⑥書類作成
  - 応急手当講習結果報告書(様式第3号)
  - 応急手当講習受講者名簿(様式第4号)※普通救命講習のみ
- ⑦消防署(所)へ結果報告書、名簿を提出(※名簿は未提出の場合)  
講習用資器材等の返納

※資器材借用署所により  
応急手当講習開催申請書  
等をFAXまたはメール、  
持ち込み、郵送にて事前  
送付をお願いする場合が  
ございます。

まず、講習において、資器材の借用希望がある場合は、管轄の消防署若しくは消防局救急課へ連絡し、開催を予定する日程で資器材が借用できるか確認してください。

その後、講習開催日を決定し、応急手当講習開催申請書及びレッスンプランを作成し、資器材の借用依頼をした署若しくは消防局救急課へ提出します。

※フリープラン講習以外を開催する場合は、レッスンプランを必ず添付してください。

講習開催後、応急手当講習結果報告書及び応急手当講習受講者名簿を作成し、開催申請書を提出した窓口へ提出してください。

※フリープラン講習以外を開催する場合は、名簿を必ず添付してください。

各様式やレッスンプランのひな型は、さいたま市HPからもダウンロードできます。

# 講習開催要領

## 受講者に対して

### 1 適切な指導者数か？

**指導員1名に対して受講者概ね10名以内**

### 2 適切な資器材数か？

**訓練用資器材一式に対して受講者概ね5名以内**

### 3 適切な講習場所の広さか

### 4 適切な講習カリキュラム内容か？

講習を開催するにあたり次の内容を踏まえて計画を立てます。

指導者1名に対して受講者は概ね10名以内としてください。あまりに多いと指導の目が行き届かなくなります。

資器材についても訓練用資器材一式に対して、受講者も概ね5名以内で使用するようにします。

講習を開催する場所も、ある程度の広さが求められます。

WEB講習を組み合わせた実技救命講習や分割講習も検討しながら無理のないようカリキュラムを計画します。

# 開催申請書の記入例と注意事項

様式第2号 (第2版) 応急手当講習 開催申請書

2022年 12月 18日

消防署に提出の際は、  
「さいたま市〇〇消防署長」

申請者 団体名 株式会社 ○×商事  
代表者 梅田 太郎  
(管理責任者) 清田 洋子

次のとおり応急手当講習員：普及員による応急手当講習を開催しますので申請します。

開催日時 2022年 12月 18日 (土) 14時00分～17時00分

開催場所  
名称 さいたま市消防局第3分署  
住所 さいたま市消防局第3分署 ○〇-〇〇

講習種別  
 普通救命講習Ⅰ  応急入門コースⅠ Ⅱ (3年生) Ⅲ (6年生)  
 普通救命講習Ⅱ (高学年)  普通救命講習Ⅲ  上級救命講習  
 アドバンス講習  福祉救命講習 (普通Ⅰ)  福祉救命講習 (普通Ⅱ)

開催地  
団体名 さいたま市消防局第3分署 ○〇-〇〇  
班長名 梅田 太郎  
連絡先 ○〇-〇〇〇〇

受講者 15名 受講料発生  発生

指導担当  
 応急手当普及員  応急手当指導員 (指定等とは不同、氏名のみ記載)  
(氏名 梅田 太郎 認定番号 800) (氏名 菅野 太郎 認定番号 1001)  
(氏名 梅田 太郎 認定番号 ) (氏名 梅田 太郎 認定番号 )  
(氏名 梅田 太郎 認定番号 ) (氏名 梅田 太郎 認定番号 )

借用資器材  
 貸  借  
心肺蘇生訓練人形 (成人 2 年・小児 年・幼児 年)  
AED トレーナー B 基・消火用資器材・その他 (無添付型 )

資器材借用 期間 2022年 12月 9日 (金)～ 2022年 12月 18日 (土)

消防関係  
 家  業  
消防の業務  救急隊  消防署・出動所  消防署  なし

交付額 備考  
1 応急手当講習 (アドバンス講習を除く) を開催する場合は、申請時に、応急手当講習開催申請書にレッスンプランを添付すること。  
2 応急手当講習開催後は、結算書普及員受講者名簿 (アドバンス講習を除く) を提出すること。

- 提出先  
消防署の場合は、「さいたま市〇〇消防署長」としてください。
- 申請者  
代表者と管理責任者が同一の場合は、どちらか一つの欄に氏名を記入してください。
- 講習種別  
成人・小児・乳児を組み合わせた講習はおやめください。
- 団体等  
講習は、応急手当普及員が行います。資器材借用連絡も含め、担当者は、応急手当普及員です。
- 借用資器材  
1人につき4体までです。
- 借用期間  
講習日を含めた1週間以内です。

普通救命講習及び分割講習を行う際は、  
レッスンプランの添付を忘れずに！

講習を計画して実施する際に、資器材を借用した消防署又は救急課に応急手当講習開催申請書を作成して提出します。

左側の様式は文字が小さく見えづらくなっていますが、右側の項目に注意点を記載しているので作成時の参考としてください。



# 修了証の交付について

## ▶ 発行できる修了証

普通救命講習Ⅰ

AEDを用いた心肺蘇生法の手順



① 反応の確認・なければ助けを呼ぶ  
119番通報・AEDの手配

② 呼吸の確認（10秒以内）

③ 普段どおりの呼吸が無ければ  
胸骨圧迫を開始する<sup>(※)</sup>

④ AED到着 装着後、音声に従う

普通救命講習Ⅰ修了証

ひとつひとつの命のために

さいたま市消防局

(※)人工呼吸の併用と必要があれば、胸骨圧迫と人工呼吸を30:2で行う。  
この講習では24,500名が受講し、1名あたり1回の研修時間は3.7分です。

普通救命講習Ⅲ

AEDを用いた心肺蘇生法の手順



① 反応の確認・なければ助けを呼ぶ  
119番通報・AEDの手配

② 呼吸の確認（10秒以内）

③ 普段どおりの呼吸が無ければ  
胸骨圧迫を開始する<sup>(※)</sup>

④ AED到着 装着後、音声に従う

普通救命講習Ⅲ修了証

ひとつひとつの命のために

さいたま市消防局

(※)人工呼吸の併用と必要があれば、胸骨圧迫と人工呼吸を30:2で行う。  
この講習では14,500名が受講し、1名あたり1回の研修時間は3.4分です。

応急手当普及員は消防局長が交付する修了証を応急手当普及員名で発行することができます。

普通救命講習Ⅰは成人に対する心肺蘇生法とAEDの取り扱い、

普通救命講習Ⅲは乳児・小児に対する心肺蘇生法とAEDの取り扱いで発行します。

▶ 参加証

救命入門コース I・III (表側)



救命入門コース I・III (裏側)

救命入門コース (I・III) 参加証

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は、救命入門コースに参加したことを証明します。

年 月 日 \_\_\_\_\_

次は、普通救命講習にチャレンジしましょう！

さいたま市消防局

本証は、交付日から稼働し12ヶ月以内に実施救命講習(2時間)を受講すると、普通救命講習の修了証が交付されます。

救命入門コース II (表側)



救命入門コース II (裏側)

救命入門コース (II) 参加証

氏名 \_\_\_\_\_

救命入門コースに参加したことを証明します。

年 月 日 \_\_\_\_\_

さいたま市消防局

救命入門コースは参加証の配布ですので、応急手当普及員名を記載しません。

## ▶ 新規に発行の場合

応急手当普及員名で修了証を発行します

再講習受講記録	
受講日	証明印
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了したことを証します。

年 月 日

さいたま市消防局長 

応急手当普及員 

救命技能を忘れることのないよう反復して講習を受講してください。

救急車の適正利用にご協力をお願いします。



## ▶ 再講習の場合

修了証の再講習受講記録に、応急手当普及員ゴム印と応急手当普及員（主たる指導員）の印を押印、又はサインをします。

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了したことを証します。

年 月 日

さいたま市消防局長 

受講日	証明印
年 月 日	 応急手当普及員
年 月 日	
年 月 日	

救命技能を忘れることのないよう反復して講習を受講してください。

救急車の適正利用にご協力をお願いします。



## 分割講習について

- 1 分割最短時間単位は、**1時間**とします。  
(ただし、救命入門コースは**45分**)
- 2 分割実施期間は、最初の分割講習から最後の分割講習まで概ね1カ月以内とします。
- 3 分割講習を予定している応急手当開催申請書には必ず**レスプラン**を添付してください。
- 4 申請前の遡及は認められません。
- 5 分割講習は、応急手当普及員のみが実施。

## I 講習 I 区分の原則について

- ▶ I 回の講習で、2種類の講習は実施できません

例) 20人の受講者のうち・・・  
10人は普通救命講習Ⅰ  
10人は普通救命講習Ⅲ



→成人と小児・乳児では、内容や手技等が違ってくるため。

## 講習開催にあたっての制約事項

- ▶ **不特定多数**の受講者を募集しての講習は、実施はできません。
- ▶ ホームヘルパー講座（介護職員初任者研修）など、**有料にて実施**している講座等に関連する講習は、実施できません。
- ▶ 応急手当普及啓発用の資器材は当市の財産です。資器材を借用した場合、市外に持ち出しての開催はできません。
- ▶ 講習を開催する場合は、**開催申請書と結果報告書（普通救命講習の場合は名簿も）**は必ず提出していただきます。忘れずに消防署又は消防局に提出してください。

## 資器材借用要領



## 講習用資器材の借用

- ▶ 借用場所は、原則、講習を開催する場所を**管轄する消防署**です。特別な事情がある場合は、消防局救急課にご相談ください。（例：浦和区→浦和消防署）
- ▶ 開催する区をまたいで資器材は借用できません。  
（例：見沼区で開催→大宮消防署×・見沼署○）
- ▶ 資器材の借用は、応急手当普及員1名に対し**4セット**まで借用可能です。
- ▶ 借用期間は、講習実施日を含む1週間以内です。

※ 貸出しが多い時期だと、1人に対し4セットを貸し出せないことがありますので、ご了承ください。

貸出数は、所有する訓練用人形の使用状況によって、普及員数、受講者数、講習内容等によって、数量を制限することもあります。

借用期間は、講習日を含む1週間以内となっていますが、普及員が実施する講習が増加し、訓練用資器材の借用も増加していますので、できるだけ短い期間内でのご協力をお願いします。

## 講習用資器材の借用の注意事項

- ▶ 基本的に成人・小児・乳児の講習を同一時間内で同じ受講者に行うことはおやめください。
- ▶ 貸出資器材の中に電池など交換する物品がある場合は交換等のご協力をお願いします。
- ▶ 本来の目的以外の使用は破損の原因となりますので控えてください。（背部叩打法の実技後では内部の部品が破損するケースが多くなっておりますので、丁寧にご使用ください。）
- ▶ 万が一、資器材を貸出し中に破損した場合や異常があった場合は返却時に職員までお知らせください。

## 借用要領

- ▶ 応急手当普及員**本人**が消防署又は救急課に**応急手当普及員証を提示**のうえ、申請書（レッスンプラン）を提出し、テキスト等とともに資器材を借用します。（事前予約が必要です）
- ▶ **資器材返却時に結果報告書、受講者名簿を提出し**、余ったテキストや修了証があれば併せて返却します。



大変お疲れ様でした！  
講習開催・資器材貸出要  
領は以上で終了です。  
これからも、さいたま市  
の応急手当普及啓発に  
ご協力をお願いします。

さいたま市消防局